

# 激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害)

## (第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設 (河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%  
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)  
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ  
70% ⇒ 83%  
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)  
(過去5カ年の実績の平均)
- ※ プール計算方式  
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

## (第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率  
農地 86%  
(地方負担分への交付税措置を加えると98.0%)  
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ  
農地 86% ⇒ 96%  
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)  
(過去5カ年の実績の平均)

※ 激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害)

## (第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等)の災害復旧事業が対象

○国庫補助率 2 / 10



<激甚災害指定時の措置>

○補助率を嵩上げ

・告示地域※ (一施設あたり13万円以上のもの)  
9 / 10 (40万円以下の部分は4 / 10)

・その他地域 (一施設あたり40万円以上のもの)  
5 / 10 (40万円以下の部分は3 / 10)

※農地等(第5条)の補助率嵩上げ対象地域等を対象に農林水産大臣が告示

## (第12条) 中小企業に関する特別の助成

<通常の災害時の措置>

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)

信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険の

てん補率(損失に対し保険金を支払う割合):70~80%、保険料率:0.25~1.69%

+

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)

てん補率:80%、保険料率:0.41%



<激甚災害指定時の措置>

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)

てん補率:80%、保険料率:0.41%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要③

(令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害)

## (第16条) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○特定地方公共団体が設置する公立の公民館、図書館、体育館等の災害復旧事業に要する経費の2/3を補助

○復旧事業費が60万円以上のものに補助(令第34条)

## (第17条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○私立の学校の災害復旧事業に要する経費の1/2を補助

○以下の建物等に補助(令第36条及び37条)

- ・ 工事費/児童等の数  $\geq$  750円
- ・ かつ、一の私立学校施設あたり次のとおり以上のもの
  - ・ 幼稚園 60万円
  - ・ 高等学校 210万円
  - ・ 特別支援学校 90万円
  - ・ 短期大学 240万円
  - ・ 小学校、中学校 150万円
  - ・ 大学 300万円

【参考】法第3・4条局激適用の災害にあつては、補助率2/5以内(予算補助)  
※局激適用区域内にある私立学校が対象(私立学校施設整備費補助金)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要④

(令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害)

## (第19条)感染症予防事業

### <通常の災害時の措置>

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

○災害時における感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒、害虫駆除等の措置を講じる事業について、特定地方公共団体である市町村に対して経費の一部を負担(平時と同じ)

市町村事業 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【参考】都道府県事業 国1/2、都道府県1/2



### <激甚災害指定時の措置>

○市町村事業 国2/3、都道府県1/3

【参考】都道府県事業:公共土木施設災害復旧事業等(第3・4条)において措置(国庫負担率の嵩上げ)

## (第20条)母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

### <通常の災害時の措置>

○都道府県、指定都市又は中核市による、ひとり親家庭等に対する、生活資金や住宅資金等の福祉的な貸付を対象とし、国が経費を負担(平時と同じ)

国2/3 (都道府県等1/3)



### <激甚災害指定時の措置>

○被災者への貸付に対する負担割合を嵩上げ  
国3/4 (都道府県等1/4)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

# 激甚災害指定により適用される措置の概要⑤

(令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害)

## (第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

### <通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

#### ■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

##### 【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5% (財政力補正)

##### 【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5% (財政力補正)



### <激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入  
(対象地域は総務大臣が告示)

#### ■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

##### 【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満  
(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

##### 【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)  
⇒起債充当率100%、  
元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0% (財政力補正)

##### 【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満  
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%  
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)

※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。